

2018年（平成30年）3月15日

大阪府浪速警察署長 殿

大阪弁護士会

会長 小原正敏

## 警告書

申立人A氏（以下「申立人」という。）より、当会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済処置を求める旨の申立がありました。

当会人権擁護委員会において慎重に審査しました結果、人権侵害があると認めましたので、以下のとおり警告いたします。

### 第1 警告の趣旨

警察署内に勾留されている被疑者について、親族から法令に従った適法な面会の申入れがあった場合、円滑に接見が実施出来るように努め、正当な理由なく、被疑者の接見交通権を侵害しないよう、警告する。

### 第2 警告の理由

#### 1 認定した事実

申立人は、2014年（平成26年）7月29日午後10時11分、覚せい剤取締法違反の罪で緊急逮捕され、貴署留置施設に留置された。

逮捕直後の同日午後10時15分に作成された弁解録取書には申立人の氏名及び生年月日が明記されている。

申立人の家族（義父及び妻子）は、同日中に、貴署を訪問し、申立人の所在確認と面会を求めたが、対応した貴署職員は、「いない」と回答し、申立人家族らが申立人に対して差入れをしたり、面会したりする機会を与えなかった。

申立人の義父は、同月30日、貴署を訪問し、改めて申立人の所在確認と面会を要請したが、対応した貴署職員は「偽名を使う人もいる」「いるなら裁判所から通知が届くはずだ。」と説明するのみで、申立人の所在を明らかにせず、義父が申立人に対して差入れをしたり、面会したりする機会を与えなかった。

申立人は、同月31日に勾留状の発付を受けたが、接見等禁止決定はなかった。なお、弁解録取書及び勾留質問調書には、申立人の氏名、住所及び生年月日が記載ないし引用されており、貴署は、勾留状発付前に、申立人の人定事項について把握していた。

申立人の義父は、同日にも、貴署を訪問し、改めて申立人の所在確認と面会を要請したが、貴署職員の対応は前日と同様であり、義父が申立人に対し

て差入れをしたり、面会したりする機会を与えなかった。

さらに、申立人の義父は、同年8月1日午後3時頃にも、貴署を訪れ、受付で申立人の所在確認と面会を求めたところ、貴署職員は、「(申立人が貴署留置施設に在所しているか否かについて) 答えられない」と述べて申立人が貴署留置施設にいることを明らかにしなかった。その後、申立人の義父が担当刑事の部屋を訪れて、粘り強く所在確認を求めたところ、ようやく貴署刑事は申立人が貴署留置場にいること自体を認めるに至ったが、結局、同日中には義父と申立人の面会は実現に至らず、翌週の8月4日まで面会できなかった。

## 2 当会の判断

### (1) 逮捕後勾留状発付までの所為について

同年7月31日に申立人につき勾留状が発付されるまでの間に、貴署職員が、申立人の親族による面会申出に対して、所在確認に応答しなかった所為について検討する。

この点、逮捕段階における弁護人等以外の者との接見交通権については、法律上明文の規定はなく、その存否について学説上の見解にも争いがあり、消極的な見解も排除し難いところである。

よって、逮捕段階における弁護人等以外の者との接見交通についてこれを人権としてとらえることはできず、貴署職員の上記所為について人権侵害性を認定することはできない。

### (2) 勾留状発付後の所為について

他方、勾留段階における弁護人等以外の者との接見交通については、弁護人等との接見交通権のように憲法上明文で保障されるものではないが、憲法上の表現の自由にもかかわる重要なものであり、刑事訴訟法80条において、「勾留されている被告人は、第39条第1項に規定する者以外の者と、法令の範囲内で、接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる」と規定され、この規定は、同207条1項によって、被疑者についても準用されており、法的権利として保障されている。

勾留段階における弁護人等以外の者との接見交通については、逃亡・罪証隠滅を疑うに足りる相当な理由があるときには裁判所・裁判官の決定・命令によりその接見を禁じることができることからすれば、弁護人等との接見交通権と同等のレベルで保障されるものではないが、弁護人等以外の者との接見交通を制限するためには、法令若しくは裁判官等による接見等禁止命令等、正当な法的根拠に基づく必要があり、根拠を欠くときに制限することが許されないという限度では、被疑者に対して法的に保障されている極めて重要な権利というべきである。

最判平成3年7月9日(民集45巻6号1049頁)も、未決勾留によ

り拘禁された者と14歳未満の者との接見の是非に関して、「未決勾留により拘禁された者は、(ア)逃亡又は罪証隠滅の防止という未決勾留の目的のために必要かつ合理的な範囲において身体の自由及びそれ以外の行為の自由に制限を受け、また、(イ)監獄内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性が認められる場合には、右の障害発生の防止のために必要な限度で身体の自由及びそれ以外の行為の自由に合理的な制限を受けるが、他方、(ウ)当該拘禁関係に伴う制約の範囲外においては、原則として一般市民としての自由を保障される」と判示している。

この点、上記で認定したとおり、貴署は、勾留状の発付がなされるよりも前に、申立人の氏名、住所及び生年月日の人定事項を把握していた。そして、申立人の義父は、勾留手続の翌日である同年8月1日午後3時頃に申立人の所在確認と面会を申し出ている。この所在確認と面会申出はいずれも、適法な申出であり、接見等禁止命令が発令されていない以上、所在確認を避け、面会の機会を奪う正当理由はなく、貴署は、速やかに所在確認に応じ、かつ、面会をさせなければならないはずであった。にもかかわらず、貴署は所在確認にすら応じず、申立人と親族との面会の機会を与えなかったのであるから、弁護士等以外の者との接見交通権を侵害している。

裁判所の命令等によらずして、警察等の公権力によって親族と面会する機会を奪われたまま拘束され続けることは、法律の定める手続によらずしてその接見交通権を奪われているといえ、刑事訴訟法80条、207条に違反して違法である。

また、身体拘束されている申立人本人のみならず、申立人の親族においても、4日間にわたり所在確認ができないまま、不安な状況を強いられた事実も軽く見ることはできない。

### (3) 結語

以上の事実を踏まえ、勾留段階における弁護士等以外の者との接見交通権の重要性及び警察側の対応の容易性に鑑みれば、本件違法行為の違法の程度は深刻であり、人権侵害性が認められるため、警告が相当である。

よって、警告の趣旨記載のとおり警告する。

以上